

## 鳥取市議会災害対策会議設置要綱

(平成28年4月15日会派代表者会決定)

### (目的)

第1条 本市における災害による被害の軽減と復旧及び復興のため、議会として活動することを目的として、鳥取市議会災害対策会議(以下「災害対策会議」という。)を設置する。

### (設置)

第2条 議長は、次の場合に災害対策会議を設置することができる。

- (1) 鳥取市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)が設置されたとき
  - (2) その他議長が必要と認めるとき
- 2 議長は、災害対策会議を設置した場合、市長に通知するものとする。
- 3 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

### (組織)

第3条 災害対策会議は議長、副議長、会派代表者をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を指揮する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- 4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の出席を求めることができる。

### (所掌事務)

第4条 災害対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否の把握、連絡調整を行うこと
- (2) 議会機能の早期回復と維持のため、議場等の議会の施設及び設備の安全確保を行うこと
- (3) 被災情報を収集・整理し、市対策本部へ提供すること
- (4) 市対策本部から災害情報の報告を受け、議員へ情報提供をすること
- (5) 市対策本部からの災害に関する依頼事項について対応すること
- (6) 市対策本部へ要望及び提言を行うこと
- (7) 国、県、政党、関係機関等に対し、災害に関する要望活動を行うこと
- (8) その他、議長が必要と認める事項に関すること

### (市議会事務局の役割)

第5条 市議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

- 2 議会事務局長は、災害対策会議と市対策本部との連絡調整を行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。